玉 保・ 高齢者医 療だより

さい。

を一緒に医療機関に提示してくだ

国民健康保険

後期 高齢者医療保険証 が更新されました

送付済) の から更新されました。 後期高齢者医療保険証が、8月 国民健康保険及び75歳以上の人 (7 月中に

場合は、お間違えのないようにし て下さい。 8月から医療機関を受診される



高齢受給者証

が更新されまし

が受けられます。 役並み所得者は3割負担)で医療 受給者証が交付され、1割負担(現 70歳から74歳までの人は、高齢

際には、 ので、8月1日から医療を受ける 対象者全員に郵送されております されます。 定が行われ、 新しい受給者証は7月末までに 毎年7月中に負担割合の所得判 新しい保険証と受給者証 自己負担割合が見直

は

対象期間

として保険税を算定します。

対象者の給与所得を30/100

限度 請を忘れずに 額適用 • 減額認定

額までとなります。 等の際の一部負担金は、平成23年 る認定証を交付しています。 う一部負担金や食事代が減額され では、 度町民税の課税状況に応じた限度 認定証を持参することで、 国民健康保険や後期高齢者医療 国民健康保険に未納がないこ 病院に入院した場合に支払 70歳未満の人 入院

軽減内容

代の減額は、 対象となります。 とが要件となります。 町民税非課税世帯が また、

現在入院中の人がいる世帯は、8 いします。 月末日までに更新の手続きをお願 に申請が必要となります。 認定証が更新されますので、 れから利用する予定の人も8月に すでに利用されている人も、 特に、 新た

非自発的失業者の [民健康保険税を軽 減

健康保険税を軽減します。 した方について、 リストラや倒産などにより失業 届出により国民

の特定受給資格者)、 どにより離職した方 (雇用保険 失業給付を受ける方 用保険の特定理由離職者) い止めなどにより離職した方 (雇 65歳未満の方で、 倒産・解雇 または雇 で

> まで。 その月の属する年度の翌年度末 離職日の翌日の属する月から、

手続方法

お問い合わせ 参して下さい。 の印鑑を、 雇用保険受給資格者証、 町民課税務係まで持 町民課国税務係 世帯主

東日本大震災に伴う税金に関する研修会

東日本大震災に関する税金上の取扱いについての研修会を 次の通り開催します。

日時 平成23年8月9日火 13:30~ 場所 神崎町商工会館2階大会議室

佐原税務署担当職員 講師

対象 神崎町民

神崎町商工会・佐原法人会神崎支部

香取青色申告会神崎支部

神崎町商工会 72 2 5 4 8 問合せ

